

## 三重海区漁業調整委員候補者の推薦・応募要領

三重海区漁業調整委員会委員の任期満了に伴い、漁業法に基づき以下のとおり次期委員を募集します。

### 1 委員の任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

### 2 募集人数

漁業者委員 9名  
学識委員 4名  
中立委員 2名

### 3 推薦・募集方法

- (1) 法人又は団体による推薦
- (2) 個人による推薦
- (3) 個人からの応募

### 4 委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、次の表の各項目を満たすこと。

区分	共通資格	区分毎の資格
漁業者委員 <sup>※1</sup>	以下のいずれにも該当しないこと ①年齢満18歳未満の者 ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	漁業者又は漁業従事者であること（三重海区において1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）
学識委員 <sup>※2</sup>	④三重県暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等並びにその関係者	資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者
中立委員 <sup>※2</sup>		海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 <sup>※3</sup>

※1 漁業者委員の資格について定めた旧漁業法第86条第3項の条文については、改正後においても、その法解釈上、従前のおりの取扱いとする。

※2 漁業者委員の要件を満たす者は、学識及び中立委員の資格は有しないものとする。

※3 例えば、一部の漁協等と取引のある団体や法人の関係者、顧問弁護士などについては利害関係を有するものと判断する。

## 5 推薦・募集手続

所定の申込書様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、次へ提出すること。

### (1) 申込書の様式

法人又は団体による推薦…様式第1号

個人による推薦…様式第2号

個人からの応募…様式第3号

### (2) 様式の入手方法

様式は、次の窓口のほか、県のウェブサイトに備える。

窓口：三重県農林水産部水産資源管理課

### (3) 受付期間

令和6年9月17日（火）から令和6年10月16日（水）必着

※推薦・応募状況によっては、期間を延長することがある。

### (4) 提出先

〒514-8570

津市広明町13（三重県庁6階）

三重県農林水産部水産資源管理課

「三重海区漁業調整委員会委員申込」あて

## 6 選出方法

知事は、提出された書類等により委員選任案を決定し、県議会の同意を得たうえで任命する。募集人数を上回った場合は、三重海区漁業調整委員会委員の選出検討会議が、あらかじめ公表した評価項目により選出を行い、知事に報告する。知事は、その報告により、委員選任案を決定する。

## 7 選出結果の通知

選出結果は、推薦をする者（個人の推薦については、その代表者）及び推薦を受ける者並びに応募者に文書で通知する。

## 8 情報の公表

募集の期間中及び終了時に、三重県のウェブサイトで以下の内容を公表する。

- (1) 応募・推薦の際に提出された書類に記載された事項。ただし、推薦する個人の住所及び推薦を受ける又は応募する者の住所、並びに生年月日を除く。
- (2) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数
- (3) 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

## 9 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しない。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担とする。
- (3) 申込書に記入された内容を確認するため、資格等を必要に応じて関係機関に照会する。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (5) 県議会又はその議員の推薦は認められない。
- (6) その他の事項については、このほかに公表する要綱等によるものとする。